

令和7年度第2回 荒川区自立支援協議会議事録

開催日：令和7年12月12日（金）
時 間：午後2時00分～3時10分
場 所：アクロスあらかわ
1階多目的ホール

事務局：

お時間になりましたので開催をさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。障害者福祉課長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずは福祉部長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：

皆様こんにちは。福祉部長の〇〇でございます。本日は年末のお忙しいところ、本協議会にご参加いただきましてありがとうございます。また、日頃より荒川区の福祉行政にご理解・ご協力いただきまして、また、前回の協議会で少しお話をさせていただきました基本構想に関するヒアリングにもご協力をいただき、ありがとうございます。その基本構想につきましては、今後皆様の意見をまとめたものを参考に新たに形にしまして、来年度パブリックコメントが実施される予定です。大きく形も変わってくる予定ですので、その際はぜひご覧いただきまして、ご意見を頂戴したいと思います。本日は次第にございますように、これまでの計画の進捗状況等をご報告させていただきますのでご意見いただければと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局による資料の確認 次第・資料1～6・参考資料1～4）

事務局：

それでは議題に入らせていただきますが、ここからは本日の会の進行を自立支援協議会の会長でいらっしゃいます会長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：

皆さんこんにちは。先ほど地震がございました。前回の地震の余震のようなので一安心ですけれども、揺れるとやっぱりびっくりしますよね。津波が起こる可能性があることを常に考えてください。あともう1つ火災ですね、最近非常に多いです。市街地の火災も多いし、山の火災も多い、海外もけっこう多いです。恐らく地球の温暖化が影響していると思います。こういった環境の変化の中で荒川区も障がいを持たれる方がこういった災害に遭った時にどう対処すればいいかということは日頃議論されているところだと思います。いつ地震が起こるか分からない状況で常に緊張感を持っていただきたいと思います。

それでは、これより令和7年度第2回荒川区自立支援協議会を開催いたします。

次第1.第7期荒川区障がい福祉計画・第3期荒川区障がい児福祉計画の進捗状況について事務局よりご説明をよろしく申し上げます。

事務局：

次第の1、資料1をご覧ください。こちらですけれども、国の方では、都道府県や市区町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本指針を定めております。荒川区では基本指針に基づきまして、計画期間であります令和6年度から令和8年度の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において7つの成果目標を設定しておりました。7つの成果目標につきましては、これまでの当区の実績と実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合を図りながら、令和8年度までに達成すべき目標値などとサービス見込量を定めたところですが、今回は令和6年度の実績値が確定したことと、令和7年度の間の実績が確定したことを踏まえまして、改めて実施状況についてご報告をさせていただくものでございます。なお、令和7年度の実績につきましては9月末時点の実績となっておりますので参考までにご覧ください。

1ページ目、資料のつくりといたしましては、最上段に国と区の成果目標を記載しております。その下には具体的な目標値を設定している場合はその実施状況を含め、令和6年度から令和7年度の間の実績状況を記載するとともに、最後の欄にはその評価及び今後の方向性を記載しております。

(1) 施設入所者の地域生活への移行についてご説明をいたします。国の成果目標は記載のとおりでございますが、区の目標といたしましては令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数116人のうち7人を地域移行するとともに、施設入所者については6人減少させることを目標としておりました。実施状況は目標に対する実績値を矢印で示しております。地域生活移行者数は7人の目標に対して現在5人となっており、令和6年度は目標値を上回る3人、令和7年度は9月末時点で目標値を上回る2人の地域生活への移行をしております。施設入所者数については目標値6人に対して10人減と、令和7年度の9月末時点で目標値を上回っております。

令和6年度から現在までの取組状況といたしましては、本人の自己決定を尊重するとともに自立と社会参加が図れるよう本人の希望やご家族の意向、各種関係者の情報を適切に把握し、地域生活が可能かどうか検討を進め、地域移行に取り組んでおります。また、自立支援協議会の地域移行部会において、令和6年度は施設からグループホームに移行した方を2人抽出し、経過と課題について検討を行いました。また、令和7年度は地域移行の希望者が入所している施設で意見交換会を実施しまして、施設が自治体に求めていることや区が抱える課題について情報共有を行い、解決に向けて検討をしているところです。今後の方向性ですが、施設とより連携して本人や家族のニーズを適切に把握して行くとともに、地域移行促進のため、重度化や高齢化に対応したグループホームや日中に活動できるような場の確保が必要となってまいります。

続きまして3ページ、(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明をいたします。区の目標といたしましては精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの理念のもと、保健・福祉・医療関係者による地域の課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定及び評価を行い、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指すこととしています。取組状況ですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する協議の場として、①精神保健福祉連絡協議会、②精神保健福祉ネットワーク会議、③自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループの3つの会議を設定しており、記載のとおり開催してございます。今後の方向性ですが、地域のニーズを踏まえ、地域移行に向けて連携を図り、地域課題の共有や解決に向けた協議を継続するなどの取組を進めてまいります。また、精神障がい者の方が安心して暮らせる地域を作るために協議の場を通じて、地域のニーズを把握していくとともに、基幹相談支援センターと連携を図り、人材育成に取り組んでまいります。

続きまして、4ページ、(3) 地域生活支援の充実についてです。今期から強度行動障がいに関する成果目標が追加されておりますので順を追ってご説明をいたします。まず、①地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実についてですが、国の成果目標は各市区町村に1つ以上の地域生活

支援拠点等を確保し、コーディネーターを配置する等としていますが、区の成果目標としては基幹相談支援センターを中核として地域が一体となった連携強化を行うとしてございました。取組状況については最初の〇のところですが、令和6年度から配置された拠点コーディネーターが中心となりまして、対象者の現状の共有と緊急時に備えた支援体制の検討を進めてまいりました。また、令和7年度は地域生活支援拠点の機能拡充に向けた評価を実施いたします。具体的には国が示す評価軸に基づき、認識の確認、各種関係者からの評価に基づいて不足する施策の検討や提案を行います。今後の方向性ですが、令和6年度に配置された拠点コーディネーターが中心となり、今後の活動に向けた基盤作りを達成したところとございますが、拠点で把握された課題を自立支援協議会の本会と各部会が一体となって課題解消に取り組んでいく必要があります。

次に②強度行動障がいに関する成果目標についてです。国の成果目標は令和8年度末までに強度行動障がいを有する者の状況やニーズを把握する等となっており、区も同様の成果目標を立てているところです。取組状況でございますが、令和6年度に当事者や家族・事業所向けに強度行動障がいに関するニーズ調査を実施し、希望している支援やニーズの把握に努めました。今後の方向性としてはその調査結果をもとに強度行動障がいを有する障がい者が安心して生活できるような制度の整備を進めてまいります。

続いて6ページ、(4)福祉施設から一般就労への移行等についてです。国の就労移行支援事業等による一般就労移行者数など、国や区の成果目標については記載のとおりでございますが、その下の実施状況についてギリシャ数字の(I)～(IV)、就労移行支援事業等による一般就労移行者数等につきまして、コロナ禍であったこともございまして、年度によって増減があるところでございます。また、今期新設されました一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所の割合については、令和3年度から現在まで高い水準で推移していきまして目標を上回っているところです。今後の方向性としては、区内の就労先が少ないことや登録者の特性に合った就労先の確保が必要となることから、新たな職場の開拓を行っていく必要がございます。

続いて8ページ、(5)障がい児支援の提供体制の整備等についてです。成果目標は①児童発達支援センターの整備から④医療的ケア児支援まで、記載の内容としてございました。取組状況と今後の方向性についてですが、①児童発達支援センターの整備の取組状況ですが、『荒川たんぼぼセンター』を『児童発達支援センター』として、令和6年10月に開設いたしました。今後の方向性は『児童発達支援センター』を中心に地域の連携強化や支援を拡充してまいります。②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進については取組状況として『荒川たんぼぼセンター』において機能の充実・強化を図るとともに、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施し、地域の支援を行っております。今後の方向性としては地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進に取り組んでまいります。③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、重度向けの設置・整備が課題となる中、今年度から重度の方を受け入れる事業所向けの補助制度を開始いたしました。引き続き重度心身障がい児を支援する通所事業所を確保するとともに、連絡会等での情報共有により、サービスの質の向上に向けて取り組んでまいります。④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置については取組状況として、令和5年度に実施した実態調査において揃った意見をもとに、医療的ケアが必要なお子様とご家族のためのサポートガイドを令和6年度に作成しました。今後の方向性としては医療的ケア児等支援協議会や部会の意見をもとに各種機関と連携し医療的ケア児等における支援を充実してまいります。

続きまして10ページ、(6)相談支援体制の充実・強化等についてです。取組状況ですが、障がい当事者やその家族のみならず事業者など各種関係者からの相談に応じることで、総合的及び専門的な支援体制の確保をしてまいりました。また、相談支援事業所に対して主任相談支援専門

員によるモニタリング検証を実施し、地域の相談支援力の向上に努めてまいりました。また、自立支援協議会を開催し、事業の進捗状況、課題の共有などを行いつつ、関係機関の連携強化、支援体制の強化に取り組んでまいりました。今後としては、引き続き基幹相談支援センターが中心となり地域の相談支援体制の向上を図るとともに、相談支援事業所にも支援を実施し、相談支援事業所の質の向上・連携強化を図ることで、当事者や家族が希望する支援やニーズに対応できるようなシステムの構築をしてまいります。また、自立支援協議会において事例検討を通じた地域課題の抽出や課題に向けた検討など、自立支援協議会を中心に地域全体で取り組んで行く必要がございます。

最後に 11 ページ、(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でございます。取組状況ですが「障害福祉サービス資源・情報システム」、通称、「障がい者福祉倶楽部」を活用しまして、障がい福祉に関する情報等について共有できる体制を構築してまいりました。今後につきまして「障がい福祉倶楽部」のさらなる活用が都や区で実施する研修の参加により質の向上、請求の適正化等を行ってまいります。以上が資料 1 の内容でございます。

続きまして次第 2、13 ページからの資料 2 をご覧ください。こちら活動指標(サービス見込量)の達成状況でございますが、表の見方ですが、各項目の上段で見込と書かれた部分については、計画策定時に設定した見込量でございます。その下の実績と書かれた部分については年度ごとの実績でございます。また、令和 7 年度の実績につきましては、先ほどお話ししたように 9 月時点での実績となっておりますので、参考の情報となっております。まず、最初に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについてです。①訪問系については全体的に増加傾向にございますが、居宅介護や重度訪問介護・行動援護のサービス量については、令和 6 年度実績は令和 7 年度の見込値を上回ることでございます。また、重度訪問介護についてですが利用者数は減少傾向でございますが、重度化などによりまして利用量が増加しているという状況です。②日中活動系でございますが一部増加傾向にあるものの、見込量が下回っているものが一部ございます。

14 ページ、今期の計画から就労選択支援についての記載を追加してございます。今年度 10 月から開始されたものでございますけれども、9 月末の数字ということで、今のところ実績はゼロという記載になっております。③居住支援・施設系でございますが、全体的に横ばいとなっております。令和 6 年度から新たに拠点コーディネーターが配置されております。

次に 16 ページ、児童福祉法に基づく障害児通所支援・障害児相談支援についてです。①障害児通所支援ですが、全体的にサービス量と利用者数ともに実績が上回ることでございます。特に児童発達支援と保育所等訪問支援が大きく上回っているところです。利用量の増加の要因といたしましては、事業所の増加により利用できる場所が増えていたり、発達障害に関する認知度が高まったりすることで、通所のハードルが低くなったことなどが挙げられると考えております。③障がい児施設入所は荒川区には入所施設がございませんので、他の自治体の入所施設の利用支援を行っているところでございます。④医療的ケア児支援につきましては、基幹相談支援センターに 2 人の医療的ケア児等地域コーディネーターが配置されております。

最後に 17 ページ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業について抜粋してご説明いたします。資料の中ほど、地域生活支援事業における基幹相談支援センターの令和 6 年度の活動実績につきましては、おおむね目標値と同じような実績となっております。相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数の数字が、5 年度から 6 年度に向けて大きく増となっておりますけれども、こちらは本人やつなぎ先の医療機関から相談を受けるといった事例が増えてきているということが理由として挙げられます。

18 ページ、コミュニケーション支援の要約筆記者派遣事業の実績でございますが、5 年度、6 年度にかけて増えてございます。要約筆記者を必要とする派遣の団体が増えたことに加えまして、

個人の方のニーズが増加しているという状況と認識してございます。

続きまして19ページ、上段の移動支援につきましては、令和6年度の利用者数は見込を上回っております。直近3年間を利用時間が見込み時間を超えていないのは、コロナ禍明けの利用者増を見込んでいたということでございます。時間の都合もございまして詳細は一部省略させていただきますけれども、何か気になった点などがございましたら後日でも構いませんので事務局あてにご連絡いただければと思います。説明は以上でございます。

会長：

ありがとうございました。それではただ今のご報告に対しましてご質疑等があればお願いいたします。特にございませんでしょうか。ご質疑がなければ了承という形で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、次第2.第5期荒川区障がい者プランの主要な事業の進捗状況について事務局よりご説明をお願いします。

事務局：

資料3をご覧ください。第5期のプランにおける主要な事業の進捗状況についてのご報告でございます。プランに記載している基本理念に基づく施策の体系図はご覧のとおりでございますけれども、そのうち網掛けの部分については特に優先度の高い事業として重点施策に位置づけている項目でございます。本日は主な施策のうち、それを構成するものについてご説明をさせていただきます。

22ページ、1-(1)総合的な相談支援体制の充実に関連しまして、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付事業でございます。法に基づく計画相談支援又は障害児相談支援を行う事業所に対しまして、令和7年度から補助金を創設いたしました。補助の対象は増員補助、事業の新規開設または移転補助、協働体制確保補助の3種類となっております。令和7年度9月末時点で2つの事業所に本事業をご活用いただいております。予算額は1,766万4千円です。

2-(1)意思疎通支援の充実に関連しまして失語症者コミュニケーション支援事業を令和6年度の12月から開始しております。こちらは区内在住の失語症患者の方、もしくは一定条件を満たした区内を拠点に活動している団体に対して、区に支援員として登録されている支援者を派遣するものでございます。当事者の方のコミュニケーション支援や社会参加の推進を目的としております。対象者、予算・決算については記載のとおりでございます。

続きまして3-(1)グループホーム等の居住支援の推進に関連しまして、前回の協議会でもご説明をさせていただきましたとおり、西尾久三丁目障がい者施設の整備を進めているところです。東京都から取得した区有地と隣接する民有地を借り受けまして、あわせて公募により選定する民間業者に貸し付けて整備をするものです。障がい者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、重度の障がい者の方の受け入れ可能なグループホームの整備を進めております。医療的ケアが必要な方を対象とした短期入所や日中一時支援（トワイライトサービス）といった、現在区に不足している機能を併せ持った施設として整備する予定でございます。令和7年度中に事業者を選定しまして11年度当初からの開設を目指します。

3-(6)在宅系サービス等の提供に関連しまして日常生活用具の給付についてです。従来、区では在宅の心身障がい者（児）及び難病患者の日常生活を容易なものとするために、身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている方、または難病患者の方に対して日常生活用具の給付を行っております。令和7年度4月から18歳未満の方にかかる自己負担分を無償化して本事業をより利用しやすい制度としてございます。

最後に5-(1)生活介護・自立訓練・生活訓練等についてです。尾久生活実習所の入浴施設

の活用ということで、荒川区立尾久生活実習所本所3階にある旧高齢者通所サービスセンターの浴場を活用しまして、今年度の10月から尾久生活実習所本所・分場及び荒川生活実習所の利用者の方を対象として、生活介護サービス一環として入浴事業を開始いたしました。本事業は家庭の事情や障がいの程度により自宅の入浴が難しく、入浴回数が少ない利用者の入浴頻度を増やすことを目的としております。事業の開始にあたりましては支援員と入浴専属の看護師を各1人ずつ配属しています。11月末時点でございますが、延べ利用者数は荒川生活実習所が11人、尾久生活実習所が24人の合計35人が利用されています。ほかにもいろいろ事業の実施に向けた検討を行っているところでございます。進捗状況等については以上でございます。

会長：

ありがとうございました。こちらの件に関してご質疑等あればお願いいたします。特にございませんか。ご質疑がなければ了承という形で進めさせていただきます。

続きまして次第3.難病患者の状況や施策について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：

それでは資料4、平成25年の障害者総合支援法によりまして、障がい者の定義に難病が追加されて以来、荒川区としましても支援の充実に向けて取組を行ってきたところでございます。ここでは改めて状況や施策の状況を共有させていただきまして、今後の支援・充実に向けて議論させていただければと思います。まず1.難病についてですが、厚労省によりまして医学的に定義されておらず社会通念として用いられる言葉であり、難病かどうかは医療水準や社会事情で決まるといようなところで定義をされているところでございます。

続きまして2.荒川区における難病患者の数ですが令和5年度から7年度までの推移は表のとおり増加傾向となっております。これは国の指定認定の範囲が拡大傾向にあることに加えまして、患者の方自身がインターネットなどで情報を調べることが容易になりましたので、今までは医師の呼びかけから申請していたものが、患者の方ご自身で申請ができるようになったという社会情勢の変化なども要因として考えられるところでございます。

続きまして3.主な施策でございますが、まず、国の施策といたしましては特定求職者雇用開発助成金がございます。こちらはハローワーク等からの紹介によりまして、対象者を継続して雇用する労働者(一般被保険者)として新たに雇用する事業主に助成金を支給するものでございます。助成額などにつきましては最大120万円の助成があるといったところです。

次に、都の施策でございますけれども難病医療費助成制度がございます。この制度は認定を受けた疾病に対する医療及び一部の介護サービスに関しまして医療保険等適用後の自己負担分を助成するものとなっております。

最後に、区の施策についてのご説明をさせていただきます。まず、難病患者通院費助成金交付事業です。難病患者通院費助成金交付事業は令和6年度から始まったもので、難病のある方に対して通院するために利用したタクシー料金の一部を助成することで、通院の際の負担を軽減することを目的としております。対象者は区内在住でタクシーの利用時に要件を満たしている方が対象です。予算・決算につきましては記載のとおりとなっております。令和6年度の利用実績は延べ568人となっております。

続きまして心身障害者福祉手当でございますが、障がいを有する方、難病患者の方に対して手当を支給することで福祉の増進を図るというものでございまして、こちらにつきましては支給制限として65歳以上の方は新規申請ができない等、所得制限等の制限もございます。予算・決算、受給者数につきましては記載のとおりでございます。若干増加傾向にあるというところでござ

います。簡単ではございますけどもこちらの説明は以上となります。制度につきましてはホームページにも詳しい記載がございますので、何かございましたらそちらもご覧いただければと思います。以上です。

会長：

ありがとうございました。こちらの件に関してご質問などあればお願いします。

〇〇委員：

心身障害者福祉手当の申請について、65歳以上になると申請ができない。これは制度の関係かと思えますけど、そのところがよく分かりませんのでご説明をお願いします。

事務局：

ありがとうございます。趣旨といたしましては、障がいとなった事由が障がいによるものなのか、加齢によるものなのかというところで、どこかで線を引く必要があり、65歳で線を引かせていただいております。それ以前に障がいになられた方については対象としているという趣旨でございます。

〇〇委員：

制度自体が私はわかってないのでちょっと話が変わってしまいますけど、私は来年65歳になるので介護保険の問題が出てくるのですね。介護保険の方と障がい者福祉の絡みをこれから1年間かけて勉強していかなければいけないんですけども、今まで障がい者福祉法の方でできたことができなくなるような話で、もしできなくなった部分が、介護保険法の方だと制限があると思うので、区の裁量でできる部分があるのであれば、介護保険課と一緒に、縦割りじゃない状態でできるようになればいいと思います。私も具体的に勉強したいので、どのようになるかわからないのですが、また、いろいろ教えていただいて意見を述べたいと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局：

ありがとうございました。まさにそのところにつきましては介護優先というのはございますけども、やはり制度が移行することで不利になる部分については、また、別のやり方もございますので、ケースワーカーなどを通じて区にご相談いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

会長：

ほかにございますでしょうか。ご質問がなければ了承という形で進めさせていただきたいと思っております。

続きまして第4.地域課題について、まず、子どもワーキンググループよりご説明をお願いします。

子どもワーキンググループ：

本日は子どもワーキングとして説明に伺っておりますが、事務局も担当しておりますので議事録を作成した中でいろいろと出てきた内容についてすべてではないのですけれども、ご紹介という形でご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

令和7年度の子どもワーキングは、荒川区内の7つの児童の相談支援事業所と基幹支援相談センター、障害者福祉課、児童発達センターが参加して活動をしています。主な活動としては、①児童のセルフプランの解消に向けての取組を行う。②児童の事例検討の場を設ける。③サービス提供事業者と相談支援事業所と、顔の見える関係の構築に向けた交流の場を設ける。この3つを本年度からスタートしてやっていこうと考えております。このうち、②事例検討の場と③交流の場については今年度内に実施予定としております。

2番目、活動内容の報告につきましては、毎月1回ずつ会議を開催しておりますのでここは割愛させていただきます。この活動の中で話題になったいくつかの地域課題が挙がっているのですが、今回はそのうちの2つの地域課題についてご説明をさせていただければと思います。また、今後様々な取組を通しながら、それぞれの事例検討であったり、地域課題を確認していく作業が出てくると思います。今回はこの2つの事例のみご説明させていただきます。

1つ目は、増加する児童の計画相談に対応が困難となっていることです。荒川区では平成27年4月から障がいのある方がサービスを利用する際に、原則としてサービス等利用計画を作成するといった計画相談支援の原則化により、これまでセルフプランから相談支援事業所が作成する計画相談に移行する取組を開始いたしました。ですから平成27年以前はほとんどの方がセルフプランということになります。ですので、4月以降制度の原則化に伴いまして相談支援に移行したという大きな流れがあります。直近の情報を見てもみますと、令和6年に厚生労働省が出している資料で、障害児通所支援の受給者数、サービスを利用している方が706人いらっしゃる、その中でセルフプランの率が15.6%でした。ただこの数字自体が取り立ててというわけではないのですが、23区を見てもみますと、上から4番目で、計画相談については上位と言えるかと思えます。ただ、これ以降直近の前後を見てもみました。そうすると令和5年は635人の利用者さんで、セルフプランが8%、令和7年度は790人で、それに対してセルフプランが25.4%になっておりました。ここから言えることなのですけど、直近3か月で70人近く、児童の障害福祉サービスを利用される方が増えているということと、相談支援事業所にはこれに伴って多くの計画案の作成の依頼が届いていることが見えてきます。

セルフプラン率が年々上昇し、計画相談に移行できない人たちを解消するために、第2回の子どもワーキングで児童のセルフプラン151件について相談支援事業所の7事業者にご協力をいただきながら振り分けを行いました。セルフプランにつきましては現在解消となっております。しかしながら根本的な解決にはなっておらず、振り分けを行ったのが9月で、それ以降も毎月10件近くの方から新規の計画相談作成の依頼がある状況となっております。毎月開催している子どもワーキングにおいて新規の振り分けを行っていく予定ですが、今のままでいくといずれは受けきれなくなる可能性が高いという部分があります。計画相談の利用を希望するすべての方が利用出来るように量的な確保と質の担保が必要であると考えております。この点について地域の課題として報告させていただきます。

2点目、重症心身障がい児を対象とした事業者が少ないことについてです。これはそもそも重症心身障がい児が通う通所支援事業所が少ないためでありまして、つい最近でも事業所の閉鎖に伴って療育の場、更に日常生活の場が失われる可能性が高くなったといったような事例がありました。重度の障がいのある方が安心して利用し続けられるように区内に受け入れ可能な事業所を増やしていく必要があるかと思えます。この件についても地域課題として取り組んでおります。

3点目、この地域課題を踏まえた区の施策についてご説明させていただきます。先ほどもありましたが、障害者総合支援法に基づく計画相談支援又は児童福祉法に基づく障害児相談支援を行う事業所に対し、相談支援専門員の人材確保、事業所の質の向上を図ることを目的とし、令和7年4月より指定特定相談支援事業所体制整備補助金の交付事業を開始いたしております。補助の

種類、対象経費は資料に掲載したとおりです。

会長：

それでは只今の内容についてご質問があればお願い致します。

〇〇委員：

質問というか意見ですけれども、障がい児の方でサービスを利用したいという方の希望が増えている、その背景には前段で課長がおっしゃったように事業者が増えている、箱が増えると利用者数が増える、でも相談支援専門員は増えない。ずっとたちごっこになっている。ここで議論することではないかも知れませんが、相談支援専門員がいない中で給付決定が出てもずっとセルフプランだけが高まってしまうので、ある程度事業指定をする際に相談支援専門員の充足分に依って事業指定をするとか、どこかで蛇口を閉めないでずっとたちごっこになってしまう。給付抑制をしてしまうと利用しなければいけない人が利用できないということも問題だと思うので、今後の提案ですけれども、前段の拠点コーディネーターの話もありましたけれど、児童のコーディネーターも必要ではなからうか、いわゆる体制整備です。児童の障がい児の生活を作る指導者というか、又は相談支援事業でやってほしいことを働きかけるコーディネーターとか、制度の工夫をすれば置けなくはないので、こういう人材を配置して障がい児相談をやる人を増やしたり事業者さんに働きかけたりという取組が必要だと思います。ただ、もしかしたらそれは中核的な児童発達支援センターの役割かも知れませんが、その辺の整備が必要だと思っております。そういった体制整備をするコーディネーターが必要ではないかというのが1つです。

もう1点は、児童発達支援センターができて1年がたって、直接『じょぶ・あらかわ』と分かれて非常に分かりやすい取組になっていると感じておりますが、大人のほうも学校教育とか教育機関との連携も難しく、子どもさんになると保育所や幼稚園、学校、子ども家庭センターなどいろいろ連携するところが多くなると思っていて、この1年の取組などを中核的な児童発達支援センターとしてネットワークづくりのところもお話にあったのでそういうところの課題がもしあれば聞きたいと思って質問させていただきます。

会長：この辺りはいかがでしょうか。

子どもワーキンググループ：

質問については資料の2番のところよろしいでしょうか。児童発達支援センターの中での取組の部分でしょうか。

〇〇委員：

そうです。取組の中で連携の課題などがもしあればお願いいたします。

子どもワーキンググループ：

令和6年10月から児童発達支援センターになったということがあって、これまで事業所として運営していた児童発達支援事業所の持っていた関係で、なかなか地域の中でネットワークを作っていくのは難しく、その取組については今の段階でまだ整理し始めたところでもあります。今後に向けてなのですが、中核的という意味合いを持ちながら、ということになりますから、各事業所と顔の見える関係ではありませんが、私たち各事業所、サービス提供事業所でどういった事業を展開しているのかや、そういったところまでなかなかアウトリーチとしてできて

いないところもありましたので、そういった事業所に対してアプローチをしながら、区内の社会資源についてしっかり確認していく作業をしていこうと思います。そしてどこの事業者がどういった点に関わっているか、医療機関などの活用というところを今年度、年度末にはなってしまうが確認をしてまいります。ですので、もともと持っていたはずだったのですが、なかなか地域の中でネットワークがあまりなかったために、顕在化してきたこともありますので、そこを深めていくという作業をこれからしていきたいと思います。

会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

〇〇委員：

大変ありがたいお話でまさしくそのとおりだと思っていて、顔の見える関係を作るためにも相談支援でオールケアマネするしかないのです。それ以外では繋がらないです。挨拶だけ行ってもその良さなどが分からなく、個別事例を通していないとネットワークができないので、中核的な児童発達支援センターがネットワークを作っていくためにはオールケアマネでやるしかない。今、セルフプランだ行ってない状態です。相談支援で回ると必ず課題が出て来て、そういったものを児童発達支援センターに届けるなどがあるので、いちごっこで、やはり相談支援専門員を確保して児童のセルフプランをなくし、中核的な児童発達支援センターに個別事例を通じた課題を届ける支援をいただき、その課題についてアプローチをご検討いただきたい。それに特化するコーディネーターの存在は大変重要ではないかと今のご説明を聞いていて新たに感じたところ です。

子どもワーキンググループ：

今そのような形で委員のほうからありましたけれども、「いろんな情報が集まってそれをどういう形で施策に繋げていくのか」や「施策に近い」というのがもしかしたら児童に対しての児童発達支援センターなのかと思います。ですので、こういった情報をしっかりと集約できるような仕組みにしていかなければいけないと思います。また、中の職員の人材確保もしていかなければならないというところで、早期に取り組むところはたくさんあるのだと思います。ただ、やるべきことはしっかり見えておりますので、そこについては地域の中のご意見を伺いながらしっかりと一歩ずつ進んでまいりたいと思っております。

会長：

ほかに質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは今の問題を引き続き検討をしていただきたいと思います。続きまして医療的ケア児等支援部会からお願いいたします。

医療的ケア児等支援部会：

今日は資料 6. 31 ページ以降で「医療的ケア児等支援部会における地域課題とその解決の方向性」について説明させていただきたいと思っております。

医療的ケア児等支援部会では主に 2 点を課題として取り組んでおりまして、12 月 4 日（木）に開催された医療的ケア児等支援協議会でもご説明をさせていただきました。まず課題の 1 点目、庁内での医療的ケア児の情報共有リストの作成についてご説明をさせていただきます。

31 ページ項番 2. (1) の目的です。医療的ケア児に対する支援は、医療・保健・福祉・教育など非常に多岐にわたる関係者の皆様が関わっております。対象者の規模や情報を正確に把握しライフステージの変化に切れ目なく対応していくためには、関係者間の緊密な連携が不可欠となっ

ております。本リストは、庁内の関係課や医療的ケア児等支援部会に共有することを目的に作成いたしました。

(2) 全体像として、リスト作成前は、医療的ケア児の支援に当たりましては各課で連携を図っていたものの、対象者の情報は各課で個別に管理していたため、荒川区全体の状況が把握できておりませんでした。そのため就園・就学など先の見通しが把握しにくいといった課題がありました。この課題について、各課の情報を集約したリストを作成することにより全庁で情報を一元化することで就園・就学といったライフステージの変化に対しても事前に情報を把握し、見込みを立てることが可能となるわけです。

(3) リストに掲載する内容は、ご本人の氏名、生年月日、年齢、性別など基本的な情報のほか、医療的ケアの情報や手帳の所持状況、かかりつけ医や訪問看護ステーションの情報などをリストに掲載いたします。

(4) 更新のタイミングは新規対象者については随時リストに追加し、リスト全体の更新は年に2回、7月末と1月末に行う予定です。初回として令和7年7月末時点でリストを作成しまして医療的ケア児は45人ということでした。33ページの年齢の分布図を参考に掲載しております。これからすると、1歳から5歳ぐらいまでは医療的ケアの方が多かったのですが、10代に入るにつれて人数が少なくなることが分かりました。

リストの活用でございます。保育園の入園や就学などに対して事前に関係所管がリストを参照し、必要な支援や医療的ケア体制の見込みを立てることができること、受入れ先のスムーズな調整や保護者の皆様の負担軽減に繋がると考えております。

更新時の課題として情報のズレや把握の漏れが考えられます。これは基本的に、医療的ケア児を抱えている保護者と接触された各課がそのリストへ対象者情報を記入する予定ですが、対象者の接触の頻度や、その情報の作成時点に差があることによって、情報のズレが生じるものです。このズレに対しては、詳細な情報は就園や就学など具体的に細かい相談のあった時に改めて確認することといたします。

続いて情報の把握の漏れの対策として、標準化した情報収集シートを作成して、必要に応じて各課で使用することで情報収集の適格化を図ることを考えております。

最後に個人情報の取り扱いですが、リストの作成にあたり、関係課間の個人情報共有を目的に利用目的を追加し、法令上の本人同意は不要となるものですが、保護者の心情に配慮いたしまして、情報共有同意書の取得も検討しております。安心して支援を受けていただけるように、丁寧に説明をしていくことを考えております。以上が課題の1つの医療的ケア児情報共有リストの説明でございました。

続きまして34ページから、荒川区における医療的ケア児の災害対策について課題と方向性をご説明いたします。医療的ケア児は人工呼吸器など専門的医療的ケアが必要で、災害時の特別な配慮が求められます。荒川区では地域防災計画にこれらの対応策を盛り込んでいるところでございます。

まず、34ページ(1)地域防災計画では【震災編 第9章 避難者対策】に人工呼吸器使用者や医療的ケア児の支援が記載されています。災害時には安否確認や搬送支援、東京都への協力要請、在宅避難が難しい場合には区の避難所や協定を締結している宿泊施設への避難を検討することを記載してございます。また、学校現場では保健室の備品や電源などの確保、保護者との情報共有を徹底することや、区外の特別支援学校に通学するケア児の一時的な避難について、特別支援学校と連携することとしてございます。

続きまして、医療的ケア児の災害支援に関する主な事業をご説明いたします。

まずは、避難行動要支援者登録事業でございます。こちらは災害対策基本法に基づき要支援者

名簿を作成し、防災訓練や安否確認、避難支援に活用するものでございます。対象者には医療的ケア児も含まれております。

35 ページ、在宅人工呼吸器使用者の災害時の個別支援計画でございます。東京都の指針に従い、患者とご家族、訪問看護ステーションなどの関係機関が協力して、備蓄品の確認や停電時の対応、避難先の確認などを盛り込んだ計画を作成していただいております。計画策定の範囲は、人工呼吸器を使用されている方や手帳がある方はこの計画策定の対象に含まれますので、ご自身に必要な備蓄物資や電源確保の状況、避難先など、一度は検討されたことがある方が多いと考えております。その一方で、手帳を持たないその他の医療的ケアの方は、計画策定の対象外となっておりますので、まずはこの方々に対する災害対策の普及啓発が課題となっていると考えております。そのため、令和6年度に作成した「医療的ケア児ガイド」、こちらは昨年3月にも当委員会でもご報告をさせていただきましたが、このケアガイドの冊子に災害対策の周知ページを新たに追加いたしました。計画策定対象外の方々にも普及啓発を進めたいと考えております。ガイドの更新は8年度より毎年9月に行い、「障がい者のしおり」と同時期に配布する予定でございます。そして新たに追加予定の災害対策のページ、ガイドのページをそのまま36、37 ページに掲載してございます。

災害時の備えとして36 ページのように区では火災等の危険がない場合には在宅避難が基本であることや、避難する場合の流れ、集合場所、広域避難場所、そのあと自宅に戻るかとか、各種避難所にいくかとか、一次避難所、二次避難所、福祉避難所の違いなどをご紹介したり、36 ページの最後では荒川区の災害関連の情報を入手できる各種サイトやアプリの2次元コードを掲載しようと考えております。

37 ページでは冒頭に説明した計画策定に関する事業の紹介についても掲載を予定しております。具体的なマニュアルにつきましては夏のサポートガイドの発行に向けて改めて精査してこうと考えております。

災害はいつ起こるか分かりませんので、特別な配慮が必要な医療的ケア児を含む方々が安全に暮らせる環境づくりのために、地域全体で支え合うことが大切だと考えております。ガイドの活用により災害時の準備や避難行動の理解を広げ、自助力の向上と適切な対応を促進していきたいと考えております。

会長：

それではただ今の内容についてご質問等あればお願いいたします。

〇〇委員：

ちょっと分からないところがあるので、教えていただければと思います。45人のリストをサンプルに作られたことは大変よいことだと思いました。おそらくその45人の方の中には、障がい児の相談支援担当の付いている方もいれば付いていない方もいたりして、どの人が旗振り役となってその人の生活を見守るか、または情報を集めるかみたいところに課題はなかったのか、これから検討される予定なのか、そういう心配はなくすべての人にこの人は教育センターがやっています、この人は相談支援がやっています、この方は保育課がやっていますとか、そういうふうに全員に旗が立っていればよいと思います。その雰囲気をお願いしたいのが1点と、もう1つは、これ、子どもさんなので今後大人の医療的ケアが必要な方のリスト化も予定されているかどうか、もしお考えがあったらお聞きしたいです。

医療的ケア児等支援部会：

45人の内訳について今、手元に持ち合わせていないのですけれども、説明はしなかったのですが確かにそのリストの項目の中に計画相談の欄がございますので、セルフプランなのか計画相談支援事業所が付いているのかをこの欄で把握することは可能です。

もう1つのご質問の大人のほうをどうするのかは部会で今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。

〇〇委員：

計画相談の欄があるので計画相談としてははっきりしていますけれども、他につく方もいない場合は、どこがその方を面倒見るかは整備・検討は今後協議でしょうかね。

会長：

他にございませんでしょうか。

〇〇委員：

言い忘れていてすみません。災害時の備えも大変よいので、計画相談さんがいたら、医療的ケア児コーディネーターがいるので、力を借りて計画相談と一緒に災害時の備えの準備ができているか確認しましょうとか、そういった意識付けの行動などもできるかと思っています。そういうのがない人の場合、意識の高いご家庭であれば全く心配はないのですけれども、それどころではなく24時間眠れなくてみたいなお宅だと、誰かが旗振ってあげたほうがよいのだろうと。災害対策を絡めての話の補足です。

医療的ケア児等支援部会：

おっしゃるとおり、リストの可能性については災害対策のほうにも転用できればと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

会長：

他にございますか。よろしいでしょうか。ただ今地域課題について子どもワーキンググループと医療的ケア児等支援部会からご報告をいただきました。部会の今後の活動についてご意見はございますでしょうか。よろしければ皆様の拍手で承認をお願いいたします。

(一同承認)

会長：

続きまして次第5. その他について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：

11月28日(金)の区長の定例記者会見でもご説明したところですが、荒川区として「きこえない方・きこえにくい方への情報保障の手引」通称荒川ルールの作成につきましてご説明をさせていただきます。

荒川区におきましては、手話施策推進法の成立や今般のデフリンピックの開催を契機に、聴覚に障がいのある方々への情報保障の充実と合理的配慮を浸透させるために、荒川ルールを作成いたしました。こちらのルールは障がいを理由とする差別の回避を目指した合理的配慮の方針をより具体的に示すもので、聞こえにくい方々に対する情報保障の推進を目的としております。具体

的には対応すべき場面を窓口とか電話、あるいは講演会その他に分類して、それぞれの場合の対応方法や留意点をまとめるものです。例えば、100人以上の講演会については手話通訳と要約筆記を原則つけるというルール化などを行っているところです。

区といたしましては、区が率先してこういった合理的配慮を進めることで、皆様にとってより利用しやすい環境づくりを目指していきたいと考えております。こちらの荒川ルールと申し上げましたけれども、区役所の主催事業とか区役所の窓口などの対応でして、区民の皆様とか事業者の方々には何か強いるものではございませんので申し添えておきます。

会長：

こちらの件につきましてご質疑等があればお願いいたします。よろしいですか。それではこれまでの全体をとおしてご質問等ございますでしょうか。

〇〇委員：

次回に向けてご相談がありまして、子どもワーキングさん、医療的ケア児部会さんから課題をお聞かせいただいたのですけれども、基幹相談支援センターをやっている中で、相談支援部会で地域課題を各事業者さんから報告をしてもらっているのですけれども、相談支援部会の中で課題があるのを共有するに留まっているので、もしお時間があれば次回の協議会で、相談支援部会で挙がっている課題、今基幹の中で整理をしておりますが、項目別に、住まいに関すること・医療に関すること・医療関係・制度間連携に関すること・就労に関すること・権利擁護に関することなど課題がありますので、そういった報告の機会をいただくのもよろしいのではないかと思います。

もう1点は、前回拠点コーディネーターの報告がありましたけれども、拠点コーディネーターが活動する中でその中から見えてくる課題が結構挙がっていますので、そういった課題についても皆さんに把握いただいたり、ご教授いただいたりできたらよいのではと思っておりますので、ご検討いただければありがたいと思います。

事務局：

いただいた意見を踏まえまして、どのような議事にするのかをまた中で検討したいと思います。

会長：

他にございますか。よろしいでしょうか。では最後に事務局から次回開催についてお願いいたします。

事務局：

今回はまだ調整中で、令和8年の3月ぐらいの開催を考えてございます。また決まりましたら別途ご案内をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長：

それではこれで本日の令和7年度第2回荒川区自立支援協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

以上